五

…六

 実施(建築指導課)……………………………………………………………………四登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課)…………三

○公安委告示

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

山

○選管告示

口

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

○告示

目

次

平成 29年 4月4日 (火曜日)

間、 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年四月四日から同月二十四日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 山口県告示第百四十二号 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

村 岡 嗣

政

申請者の氏名又は名称及び住所

(環境政策課) ………一

氏名又は名称 所 熊毛郡田布施町大字麻郷六一〇番地 西日本ステンレス鋼線株式会社

工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 西日本ステンレス鋼線株式会社

特定施設に関する事項

所在地

熊毛郡田布施町大字麻郷六一〇番地

種類、構造及び使用時間間隔等

	備考		種	
十	.5	六五	類	
五号	굿	五.		
の酸	五.		,,,	
叉	とは		能	
はア	は、		t	
ル	水質		旦力	構
カリに	貝汚濁	五		,,,
によ	濁防	平	年予工	
る	止	四成二	月	
表面	法施	二九 九、	日定手	
処理	行	平		
施	令(成	年予工 事	
設を	昭和	五二、九、	2 完	
61	四	15	日定成	造
ふ。	十六年政	平成	年予使	
	年		月開	
	令	一九九八八	日定始	
	第百	連	間使	
	八十		用時	使
	1	続	隔間	使
	号	=	時り一	用
	別	四時	の日 使当	の
	表第	間	間用た	方
	步一	変	動季	•
	第六	動な	の節 概的	法
	<i>/</i>	Ĺ	要変	

Щ

 \Box

県

1970	/] 1		ΕН						·15	TIX		()()()		//3		· . ,	
	No.1排	排		五排	4	 疑 集 冘	租	Ì	(<u></u>)	凝集沈	種	四 (一) 活	備考		1	重	()
	水	水		出水の	5 反	· 集			処理施	沈殿処型		種類、	(一) の 表	六五	3	類	排出さ
				汚染状	l b	里 奄 没	類	ĺ	設によ	理施設	類	構造及無	の表の備考は、			水	れる活
		通水素		排出水の汚染状態の値及び排出水の量	処理後	処理前	ij		処理施設による処理前及び	鉄	構	種類、構造及び使用時間間隔等汚水等の処理施設に関する事項	1	六	常	素イ	排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量
	七	堂 イ	HH	及び批	1交	HU	通力		一一一			パ時間間の	この表につ		最水素	オ	汚染は
		(水素指数)		出水	七	六	理 オーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオーオー	` <u></u>	が処理	製	造	间隔 等	17.7	六 · 五 (五	最 (水素指数)	濃 汚	小態の:
	八~六		+	の量			(水素指数)	E E	後の汚		能		て準用する。	<i>I</i> I. (<i>I</i> I.	通	化水	値及び
	_	学的	: 水		八~六	七~三		^\	水等の				3	110		学的酸	汚水笠
	Щ	''' 西落			_	五	世一年	(1) 等	汚染	 四	m³ / 日力			0		素等	ずの量
	一八八	最素要求量	。 の		四	0	通常最大	12 E S T C S	処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量	着中				三五	大	求	
	, ,	通浮			八八	六〇	-	0	値がび	・和	処理の			<u> </u>	,2	— ジ 浮	
		常物	, ,			四	通過遊		に汚水	· 活性炭吸	方式			四〇	常	遊汚	
		最 mg g t	. 染			0	第 最 ®	<u>ק</u>	小等の日	断	間使			0	最(物	
	=	大学量	-			五〇	大	染	重		用時			六〇	大 e	1	
	_	常常	状				通 筝			続	隔間			0	,32	室 状	
	0	最mg			"	0	常	状		六	の一使日			五.	常		
	一六	大党素	態		"		最 mg / t	態		時	用当 時た 間り			七	最(態	
	0	通	0		0	六	大			変					mg / e	麦の	
	=	常烽為			0	· 一 六	常機	0		動な	概季節的変動の			<u>九</u> 検	大 通		
	O·二六	取 mg	値		O·二六	〇・二九	最 mg	値		l	要の			出せず		値	
	<u> </u>				굿	九	大 () 最 ()	-			年工事			横	常易	や ん	
	rt	最 (mg/s/ 大 (カラ 大			rt	五〇	最 (mg & / v)	2		既	年 月 日			出せ	mg		
	八	通	1E		八		诵		-					ず		\	
		7	出火の					水等の			年 月 日				通	汚水等	
	七九	常	非出水の一ヨ当たりの量		"	七九	常	汚水等の一日当たりの量(゜㎡)			予日定			Ξ	常	汚水等の一日当たりの量(㎡)	
		最	た り の				最	たりの			年使用				最	ヨたりの	
	八六		量 n³		"	八六		量 m³		設)	年 月 日			=		量(『	
	八六	大				八六・九	大				日定			三五	大	m ⁻	

口

(一〇〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

り山口市から意見を聴きました。 二十八年十一月二十二日山口県公告 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成 (四七○)に係る大規模小売店舗について次のとお

政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年四月四日から同年五月八日までの間、 山口県商工労働部商

平成二十九年四月四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

名 称 大規模小売店舗の名称及び所在地 アルク小郡店

意見の概要 山口市小郡下郷二二七三の一

特に配慮を求める事項はない。

(一〇一) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十九年四月四日

Щ

山口県知事 村 岡 嗣

政

事業の名称

県営柳井大畠地区広域営農団地農道整備事業

工事完了の時期

平成二十九年三月十七日

0= 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。 家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、 農林水

平成二十九年四月四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

三一六〇四〇 〇一一四二	三一六〇四〇	三一六〇四〇	一〇五〇四〇	三一四〇四〇.	番号 証明書
C 四 i	A B 六三三	AB六二九	A B 六〇五	A B 五八二	名
					前
"	"	"	"	そ の 他	品種
九、一八	一二、一七	一平 ○、二七、 二九、	平成二六、二八	平成二五、一〇	生年月日
"	"	"	"	宮城県	産地
"	"	"	"	県 級 外	成検 績査
" "	<i>11 11</i>	<i>'1 '1</i>	<i>y y</i>	ター 会社山口AIセン	び氏名又は名称

(一〇三) 基本測量の実施

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、 国土交通省

平成二十九年四月四日

基本測量(電子国土基本図

(地図情報)修正測量及び国土広域情報修正測量)

山口県知事

村

岡

嗣

政

作業の種類

作業の地域

山口県全域

作業の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

三

(一〇四) 公共測量の実施の終了

第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

りました。

平成二十九年四月四日

山口県知事

村

岡 嗣

政

作業の種類

公共測量(空中写真測量

作業の地域

作業の期間

平成二十八年六月二十九日から平成二十九年三月二十五日まで

(一 (五) 合性判定の実施登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適

物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとしました。 十五条第一項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に次のとおり建築 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成二十七年法律第五十三号)

第

県

平成二十九年四月四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

業務の開始の日 平成二十九年四月一日

山

 \Box

山口県選挙管理委員会告示第十七号

あった政治団体の名称等は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が 次のとおりである。

平成二十九年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 \mathbb{H} 中

郎

米津高明後接会	星出つねおと元 気なまちを創る 会	藤田ごうじ後接 会	早川文乃後接会	中平裕二後援会	中岡えいじ後接 会	清水教昭後接会	秋山けんじ応援 サポーターの会	自由民主党山口 県長門市第一支 部	政治団体の名 紫
木原	里出	藤田	赤木	#	田園	清水	秋山	符本	代表者の 氏 名
清治	恒大	選 []	理恵	答儿	棋二	教昭	賢治		者の名
木原	星出	野村	安森	東野	中岡真利子	清竹千代美	秋山	武平	会計責任 者の氏名
清治	香子	皷	敬人	第二	刺子	千代美	美美	平照	貴田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
阿武郡阿武町大字奈古 2438の7	下関市長府豊浦町/0番9号	山陽小野田市日の出 2 丁目 8 番 5 号	〃 仙崎/3/7の3	長門市油谷向津具下2/02の/	山陽小野田市大字小野 田205の40	阿武郡阿武町大字字田 /337	下関市生野町2丁目25 番/0号	長門市東深川2542の3	主たる事務所の所在地
								日本の上の一郎上の上の上の上の上の上の上の合をを受けたらればれたらなける。 を終してたらは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	その他の事項
"	,	" /	<i>"</i> 2	,	"	"	,	平成29、	龍岡 田 田
30	*	, /6	, 23	, 24	27	/#	22	7,	参田田

山口県選挙管理委員会告示第十八号

あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項の規定による届出が

平成二十九年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 郎

自由民主党三宅商事支部	自由民主党軽自動車支部	音豆子	7		
莨谷 光哉	竹村荘一郎	天 名	表名		
*	会計責任者	#	 		
河村 智	若林 省吾	产	異動		
佐々木 孝	松村 孝夫	⊞	内容		
平成29、	平成28、	(無 巻 (年月日)			

五十嵐仁美後援会

河田

忠貞

 \overrightarrow{A}

表

퐞

河田

忠良

若木

勝利

平成28、

福田洋明後接会

水岡

鰲

福田加津代

古本

進用

平成29、 2、/7

#

務

严

萩市大字椿 #/60の4

平成27、

山口県清酒産業振興会

上縣

後郎

7

表 丼 上驟

後郎

原田

荗

平成28、//、2/

日本共産党山口県西部地区 委員会

片山 房一

会計責任者

加藤

料则

•

20

西島孝一後援会

俵

計典

•

未決

政海

野村

一元

/2, "

7

表

峅

另一

海之上

4卦

西﨑孝一後接会

超過

操 |

超極

美草

超極

兼沿

平成28、

平成29年4月4日 火曜日				山口		県		報	(定期)	
中村秀明後接会	長岡浩後接会	NA THE SOUTH THE YEAR		末永義美新市創生会	界龍会	华佃夫戏兄山口宗本即		小田貞利後援会	植野正則後接会	いからのでは、大変な対	ことできる人名前へ	磯部登志恵の会
米	日英	原田	[未決	训	刊井実和丁	<u></u> ‡	今田	植野	白聚	E 計	大町
強 L	発	鉄也	: -	養美	判	1	7	貞利	正則	至上	-\ #	和昭
会計責任者	代表者	事務所	代表者	会計責任者	国会議員関 係政治団体 の区分	事務所	代表者	事務所	会計責任者	事務所	*	会計責任者
中村 裕美	日域 究	字部市松山町 2丁目7番/5 号	原田 鉄也	末永 佳子	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	周南市野上町/丁目2	河井美和子	大島郡周防大 島町大字油字 切の /	植野 泰史	長門市東深川 963の /	中本知都枝	福原 尚子
短 金治 伊藤 千尋	長岡	字部市山門 3 丁目 4番 23号	権藤 和幸	末永 延義	政法第一係関係企業問題を発売、保限の企業のでは、保限の企業のでは、議団を発売では、職団をののに、職を金集国政司を開発を発展を発展の条割の会治で、議団第国政	山口市小郡新町6丁目8番	諌山 征和	大島郡周防大 島町大字油字 47	植野美知子	長門市東深川 /064の3	岩藤 睦子	磯部
平成29、	平成28、	2 , 20	*	平成29、	平成28、 6、/	, 4	*	平成29、	平成28、	/、3/	*	平成29、
	₹ 4	浜	中共	東選	校士 い い 除口 <i>と と</i>	安藤	周		カーカー た よ さ	が 5 政	山口	

県
選挙
管
理
委
委員
会
会告
旦
汞
第
+
九
号
7

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出

平成二十九年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長

田

中

郎

浜6/6の 2 平成28、 /2、3/ 2872 平成29、 /、24 字東安下庄 平成28、 /2、3/ 20号 " " "			養 大 養 大 大 </th <th>中村秀明後援会 ラ 浜本やすひろ後援会 さ やすしの会 3</th>	中村秀明後援会 ラ 浜本やすひろ後援会 さ やすしの会 3
	10000000000000000000000000000000000000			
	能手悪平牛町大字竪ケ浜6/6の 9	長岡 裕子	日域 究	長岡浩後接会
" " " "	" " "	西嶋 裕作	纐纈 厚	こうけつ厚と歩む会
" " "	" "	*	`	こうけつ厚後接会
番 2 号 平成29、77	山口市旭通り/丁目/0番2号	小田村克彦	西嶋 裕作	安保法制廃止を求める 山口の会
平成28、/2、3/	防府市大字新田763の /	安藤ミヤ子	安藤 二郎	安藤二郎後接会 3
所在地 解 散 年月日	主たる事務所の所在地	会計責任 者の氏名	代表者の 氏 名	政治団体の名称

山口県選挙管理委員会告示第二十号

があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による届出

平成二十九年四月四日

山口県選挙管理委員会委員長 \mathbb{H} 中

里田	鴻池	資金の産業の担任を担めて、		
恒夫	博之	(理団体	
下関市議会 議員	字部市議会 議員	公職の種類		
星出つねおと元 気なまちを創る 会	こうのいけ博之 後援会	名称	資金	
下関市長府豊浦	宇部市川添3丁	主たる事務所	普	
町/0番9号	.目/0番5号	の所在地	理団	
星出 恒夫	鴻池 博之	代表者の氏が	体	
. 16	平成29、/	名(年月日)	一	

山口県選挙管理委員会告示第二十一号

があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十九年四月四日

県

山口県選挙管理委員会委員長 \mathbb{H} 中

郎

資金管理団体の届出 資金管理団体の届出 資金管理団体でな) 資本 康裕 資本やすひろ後援会 平成28、/2、3/ 山下 和明 山下かずあき後援会 平成28、/2、3/ 渡辺 靖志 やすしの会					
管理団体の届出 資金管理団体の届出 資金管理団体でた者の氏名 資金管理団体でくるの氏名 康裕 資本やすひろ後接会 和明 山下かずあき後接会 平成28、/2、3/2 平成29、/、2	1.	平成28、/2、3/	やすしの会	靖志	渡辺
金管理団体の届出 資金管理団体で した者の氏名 資金管理団体で 本 康裕 資本やすひろ後援会 (なった年月日本で、) (なった年月日本で、) (なった年月日本で、) (なった年月日本で、) (なった年月日本・) (なった年日本・) (なった年		平成29、/、2	山下かずあき後援会	和明	무
金管理団体の届出 資金管理団体の届出 資金管理団体でした者の氏名 資金管理団体で		/2,	濱本やすひろ後接会	康裕	資本
		# 金管理団体で なった年月日	金管理団体の名	管理団体の届出 た者の氏名	資金をしたした

山

口

山口県公安委員会告示第十一号

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

平成二十九年四月四日

Ш \Box 県 公 安 委 員

会

六

技能検定員審査(大型)、技能検定員審査 (中型)及び技能検定員審査 (準中型)

審査の日時及び場所

郎

午後五時十五分まで 日時 平成二十九年五月八日 (月曜日) 及び同月九日 (火曜日) の午前九時から

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

十分から午後五時十五分まで 平成二十九年四月十七日(月曜日) から同月二十一日 (金曜日) までの午前八時三

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

Ŧi. 提出書類 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。)

影した無帽、正面向き、 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 上三分身像及び無背景のものとする。

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す

審查手数料

印をしないこと。 相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、 る者であるときは、それぞれ二万三千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に二万三千百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され 消

_	
技能検定員として	審
- 必要な自動車の運	査
連転技能	細
	目
	減
	ず
四四	る
 四 千 円	額

とする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるとき る者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。 は更に二千四百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除され 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 技能検定の実施に関する知識 自動車教習所に関する法令についての知識 教則の内容となっている事項 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けよう 二千四百五十円 二千四百五十円 千七百五十円 六千七百円 二千円

一二九○○)にすること この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話〇八三-九七三

審査の種類

技能検定員審查(普通

- 審査の日時及び場所
- 午後五時十五分まで 日時 平成二十九年五月九日 (火曜日) 及び同月十日(水曜日)の午前九時から
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

十分から午後五時十五分まで 平成二十九年四月十七日(月曜日)から同月二十一日 (金曜日) までの午前八時三

審査申請書の提出先

口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類

- 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。
- (___) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

ること。 を運転することができる運転免許 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す

審查手数料

七

証紙には、消印をしないこと。 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を 一万九千六百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

備	六	五	四	三	二	_	
考	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	技能検定の実施に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	教則の内容となっている事項	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	審 在 細 目
							減
							ず
	1.1	千九百五十円	千九百五十円	千九百五十円	六	三千	る
	二千百円	五十円	五十円円	五十円	六千百円	三千六百円	額

審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるも のとする。 ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に八百五十円を、三及び四に掲げる 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 一二九○○)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

及び技能検定員審査(牽引) 審査の種類 技能検定員審査(大特)、

技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)

(木曜日)及び同月十二日(金曜日)の午前九時

六

備

五.

四

山口県総合交通センター

審査の日時及び場所

から午後五時十五分まで 日時 平成二十九年五月十一日

審査申請書の受付期間及び時間 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二

十分から午後五時十五分まで 平成二十九年四月十七日(月曜日)から同月二十一日 (金曜日) までの午前八時三

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。

 (\Box) それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

 (\equiv) 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示 \Box

県

Ŧi.

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

山

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた は、 一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

二千百円		文能	る観察及び採点の技能	自動車の運転技能に関する観	=
千三百円			目動車の運転技能	技能検定員として必要な自	_
がる額	減	目	細	審	

	二 千 五 二 九 九	二千五百五十円 千九百五十 九百五十 中円
ものとする。 ものとする。	○者であるときは更に三百五十円をるときは更に千五十円を、三及び四いようとする者が一及び二に掲げるのようとする者が一及び二に掲げるのようとする者が一及び二に掲げるのようとする者が一及び二に掲げる	減ずる に掲げ
ものとする。		

その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話〇八三-九七三

一二九○○)にすること。

審査の種類

普通二種 技能検定員審査(大型二種)、 技能検定員審査 (中型二種)及び技能検定員審査

審査の日時及び場所

日時 平成二十九年五月十二日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

十分から午後五時十五分まで 平成二十九年四月十七日(月曜日) から同月二十一日 (金曜日) までの午前八時三

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類

技能検定員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)

規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるとき それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

号 2849 六

運転免許証の提示

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

七 審査手数料

ること を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

印をしないこと。 相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、 る者であるときは、それぞれ二万千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に 二万千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され 消

								考	備	
	五 十 円	二千五百五十円	=		する法令につい	の知識が名自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい	車運送事業及び自	ての知識動	四	
	三千七百円	三千				法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	自動車の	Ξ	
	七千四百円	七千				自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	運転技能に関する	自動車の	=	
<i>-</i>	五 十 円	四千二百五十円	网			動車の運転技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能検定	_	
mi	額	る	ず	減	目	細	査	審		

Щ

口

員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ れる者であるときは更に三千百円を減ずるものとする。 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定

- 審査申請書は、 山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (\Box) この審査についての問合せは、 一九〇〇)にすること。 山口県警察本部運転免許課(電話○八三−九七三

山口県公安委員会告示第十二号

運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

実施する。

平成二十九年四月四 \exists

Щ \square 県 公 安 委 員 会

教習指導員審查(大型)、教習指導員審查 (中型)及び教習指導員審査 (準中型)

審査の日時及び場所

曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時十五分まで 日時 平成二十九年五月十五日(月曜日) から同月二十六日 (金曜日) まで(日

場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

十分から午後五時十五分まで 平成二十九年四月十七日(月曜日) から同月二十一日 (金曜日) までの午前八時三

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

提出書類 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員

会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。〕

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

六 運転免許証の提示

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。

写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

を運転することができる運転免許 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す

七 審査手数料

ること。

は、 額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ一万四千六百円から同表の下欄に掲げる額を減じた 一万四千六百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

教習指導員として必要な自己	審
動	査
一の運転技能	細
	目
	減
	ず
	る
四 千 円	額

二 技能教習に必要な教習の技能 千二百五十円 二 技能教習に必要な教習の技能 千五百五十円 六 教習指導員として必要な教習の技能 千五百五十円 六 教習指導員として必要な教習の技能 千五百五十円 六 大五百五十円 六 大四百円			備考	備
自動車教習所に関する法令についての知識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	七	千四百円		六
教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		千五百五十円		五
学科教習に必要な教習の技能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		千五百五十円		四
技能教習に必要な教習の技能	·	千二百五十円		Ξ
		千三百五十円		=

とする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるとき であるときは更に二百五十円を減ずるものとする。 は更に二千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けよう

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 一二九○○)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話〇八三-九七三

審査の種類

教習指導員審查(普通

- 審査の日時及び場所
- から午後五時十五分まで 日時 平成二十九年五月十六日 (火曜日) 及び同月十七日 (水曜日) の午前九時
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十九年四月十七日(月曜日)から同月二十一日 (金曜日) までの午前八時三

十分から午後五時十五分まで 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

Ħ. 提出書類

- 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。
- (\Box) (-)規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す

審査手数料

印をしないこと。 相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、 る者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額) 者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され 消

			考	備
千三百円		な教育についての知識	教習指導員として必要な教育についての知識	六
千三百五十円		法令についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	五
千三百五十円	転に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	教則の内容となってい	四
千二百円		の技能	学科教習に必要な教習の技能	Ξ.
千二百五十円		の技能	技能教習に必要な教習の技能	=
三千六百円		な自動車の運転技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	_
減ずる額	目	細	審	

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。 ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

一二九○○)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話〇八三-九七三

報

Ŧi.

及び教習指導員審査 教習指導員審査(大特)、 教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)

- 審査の日時及び場所
- から午後五時十五分まで 平成二十九年五月十八日 (木曜日) 及び同月十九日 (金曜日) の午前九時
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

十分から午後五時十五分まで 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十九年四月十七日(月曜日)から同月二十一日 (金曜日) までの午前八時三

審査申請書の提出先

四

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。

- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- (\equiv) 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
- 六 運転免許証の提示

口

を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

Щ

する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、 者であるときは、それぞれ九千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当 九千四百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される 消印を

二	_	
技能教習に必	教習指導員と	審
技能教習に必要な教習の技能	して必要な自動	査
能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	細
		Ħ
		減
		ず
千	千	る
千三百円	千三百円	額

学科教習に必要な教習の技能	千百円
教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとす害についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百円を、四及び五に掲げる審査細特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細考	(に百円を減ずるものとす) 一及び二に掲げる審査細

六

五.

四

備

八 その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- -二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話〇八三-九七三

審査の種類

(普通二種) 教習指導員審查(大型二種) 教習指導員審査(中型二種) 及び教習指導員審査

- 審査の日時及び場所
- 日時 平成二十九年五月十九日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

十分から午後五時十五分まで 平成二十九年四月十七日(月曜日) から同月二十一日 (金曜日) までの午前八時三

教習指導員審查申請書

審査申請書の提出先

- 提出書類 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき

(規則別記様式第一号によること。)

写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

平成二十九年四月四日発行平成二十九年四月四日印刷

発発 行行

人所

ЩЩ

口口 県 知

事庁

県

六 ること。 を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す 運転免許証の提示 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

審査手数料

七

証紙には、消印をしないこと。 減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万二千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を 一万二千七百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免

$_{\tau}$ \equiv	$\vec{\Box}$	_	
の知識 旅客自動車運	技能教習に必	教習指導員と	審
送事業及び自動	要な教習の技能	して必要な自動	査
動車運転代行業に関す	ĦĿ	動車の運転技能	細
,る法令につい			目
			減
=		四	ず
千五百	二千	千二百	る
五 十 円	五 十 円	五 十 円	額
	ての知識 二千五百五十円三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい 二千五百五十円	の知識と事業及び自動車運転代行業に関する法令についた客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についたない。	の知識

れる者であるときは更に三千百五十円を減ずるものとする。 員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導

八 その他

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

山

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 一二九○○)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課(電話○八三−九七三